

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

主催（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法が改正され、職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務
安全衛生担当者など

日時：平成 28 年 10 月 24 日（月）

14 時 00 分から 16 時 30 分

場所：エルおおさか 5 階 研修室 2

大阪市中央区北浜東 3-14

（大阪府立労働センター）

最寄り駅

：地下鉄谷町線「天満橋」

：地下鉄堺筋線「北浜」



内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組み
（安衛法改正の内容含む。厚生労働省本省担当者が講義予定。）

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

（厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）についても紹介します。）

参加方法：裏面をご確認ください

申込期限：10 月 20 日（定員 100 名）

参加費：無料（テキスト等も無料）

参加方法：下記、申し込み用紙で、下記までFAXまたはメールでお願いします

申込先

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会大阪支部
枚方市長尾元町 1-18-9 安全安心案内 中川潔
e-mail oshms-consultant@ares.eonet.ne.jp
FAX 072-380-5305 電話 080-6116-5806

受講票は順次に送ります (FAX またはメール)

参考

職場における受動喫煙防止対策に関するご相談

(平成 28 年度厚生労働省委託事業)

受動喫煙防止に関する ①相談窓口 ②実地指導 ③説明会 ④講師派遣などをすべて無料で行っています。気軽にご利用ください。

■専門家による相談窓口

電話相談の受付時間 平日 9～12 時、13～17 時

電話相談窓口の番号 050-3537-0777

☆ 職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込 ☆
ファックス番号 072-380-5305
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会大阪支部 事務局宛

10 月 24 日の説明会に出席します。

事業所名： _____ 部署： _____

お名前： _____

ご連絡先：電話番号： _____ FAX _____

メール： _____